

# 第1節 総則

## 第1 目的

内閣総理大臣は、地震予知情報を受け、地震防災応急対策を実施する緊急の必要があると認めるときは、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）に基づき、地震災害に関する警戒宣言を発するとともに、東海地震に係る地震防災対策強化地域内の居住者等に対して、警戒態勢をとるべき旨を公示するなどの措置をとらなければならないこととされている。

本町は、東海地震に係る地震防災対策強化地域には指定されていないが、警戒宣言が発せられたことに伴う社会的混乱の防止に努めるとともに、東海地震による直接的な被害を最小限に軽減するための措置を講ずることにより、住民の生命、身体、財産等の安全を確保する。

## 第2 基本方針

本町は、大規模地震対策特別措置法の規定に基づく東海地震に係る地震防災対策強化地域には指定されていないため、警戒宣言が発せられた際の対応は、警戒態勢を確立して災害に備えることと、日常生活及び社会生活に混乱を来たさないよう、地震関連情報の収集と広報に努めることに重点を置く。

- 1 警戒宣言が発せられた際においても、日常の生活並びに都市機能は平常どおりに確保する。
- 2 東海地震による直接的な被害を最小限に軽減するための措置を講じ、かつ、警戒宣言に伴う社会的混乱の防止に努めることにより、町民の生命・身体・財産等の安全を確保する。
- 3 原則として、警戒宣言が発せられたときから地震の発生又は警戒解除宣言が発せられるまでの間にとるべき措置を定める。なお、東海地震注意情報が発表されたときから警戒宣言が発せられるまでの間についても、早急に準備体制を整える。
- 4 町民や事業者に対しては、警戒宣言が発せられた際の対処に関して、広報活動及び行政指導により周知徹底し、全面的な協力を求める。
- 5 東海地震と東南海・南海地震が同時または連続して発生するおそれもあるため、警戒解除宣言が発せられた後も、状況に応じて必要な措置をとる。
- 6 災害予防対策及び応急対策は、本計画災害予防対策編、地震災害応急対策編第1部地震応急対策で対処する。